条件付一般競争入札（共同企業体）参加資格要件【舗装工事】

１　対象案件

予定価格	１億円以上	２者：出資比率30％以上

２　共通要件

本店所在地	宮崎市内に本店を有すること。
名簿登載	・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の舗装工事に登録があること。 ・舗装工事において、有効な経営事項審査結果があること。
実績要件（構成員共通）	・当該年度を含む過去１１か年度において、国又は地方公共団体等により発注された同業種の工事を元請で施工、完了している実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20％以上）があること。 ・当該年度を除く過去２か年度に受注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が６５点以上であること。
手持制限	本市（上下水道局含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない工事（落札・落札候補者となっている案件含む）の合計金額が１億円を超えていないこと。

３　代表構成員の要件

経営事項審査の総合評定値	２者	１０者以上が対象となる造園工事における経営事項審査の総合評定値
建設業許可	特定	
配置予定技術者	建設業法に定める１級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で３か月以上の雇用関係にある者であること。 また、「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して５年を経過しない者であること	

４　構成員の要件

建設業許可	特定又は一般
配置予定技術者	建設業法に定める１級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で３か月以上の雇用関係にある者であること。 また、「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して５年を経過しない者であること

５　基本要件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

④ 民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

⑤ 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までの間で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成６年告示第１９８号）による指名停止を受けていない者であること。

⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。